

改正案

現行

<p>（道府県民税に関する用語の意義）</p> <p>第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。</p> <p>イ この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（租税特別措置法第四条の四第一項の規定により所得税法第二十三条第一項に規定する利子等とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払を受ける差益、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子又は同項第四号に掲げる収益の分配の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）及び同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子又は同項第四号に掲げる収益の分配の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）並びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十八条第一項の規定による買取りの対価</p>	<p>（道府県民税に関する用語の意義）</p> <p>第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。</p> <p>イ この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（租税特別措置法第四条の四第一項の規定により所得税法第二十三条第一項に規定する利子等とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払を受ける差益、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第八十一条の二第一項の規定による買取りの対価（同法第八十一条の五第一項の規定により同項第一号に掲げる利子又は同項第四号に掲げる収益の分配の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）及び同法第八十一条の二第二項ただし書の規定による支払（同法第八十一条の五第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子又は同項第四号に掲げる収益の分配の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）並びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十八条第一項の規</p>
---	---

(同法第六十八条の四第一項の規定により同項第一号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)及び同法第六十八条第二項ただし書の規定による支払(同法第六十八条の四第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)を含み、所得税法第九条の二第一項の規定の適用を受ける利子、同法第十条第一項の規定の適用を受ける利子又は収益の分配、租税特別措置法第四條第一項の規定の適用を受ける利子、同法第四條の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益、同法第四條の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益及び政令で定めるものを除く。)

ロ、ヘ (略)

ト この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第七十四條第三号から第八号までに掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益(預金保険法第七十條第一項の規定による買取りの対価(同法第七十三條第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。))及び同法第七十條第二項ただし書の規定による支払(同法第七十三條第二項の規定により同条第一項第二号又は第三号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。))並びに農水産業協同組合貯金保険法第六十八條第

定による買取りの対価(同法第六十八條の四第一項の規定により同項第一号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。))及び同法第六十八條第二項ただし書の規定による支払(同法第六十八條の四第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。))を含み、所得税法第九條の二第一項の規定の適用を受ける利子、同法第十條第一項の規定の適用を受ける利子又は収益の分配、租税特別措置法第四條第一項の規定の適用を受ける利子、同法第四條の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益、同法第四條の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益及び政令で定めるものを除く。)

ロ、ヘ (略)

ト この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第七十四條第三号から第八号までに掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益(預金保険法第八十一條の二第一項の規定による買取りの対価(同法第八十一條の五第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。))及び同法第八十一條の二第二項ただし書の規定による支払(同法第八十一條の五第二項の規定により同条第一項第二号又は第三号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。))並びに農水産業協同組合貯

一項の規定による買取りの対価（同法第六十八条の四第一項の規定により同項第二号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）及び同法第六十八条第二項ただし書の規定による支払（同法第六十八条の四第二項の規定により同条第一項第二号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）を含む。）

2
4
（略）

金保険法第六十八条第一項の規定による買取りの対価（同法第六十八条の四第一項の規定により同項第二号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）及び同法第六十八条第二項ただし書の規定による支払（同法第六十八条の四第二項の規定により同条第一項第二号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）を含む。）

2
4
（略）